

上井草サッカースクールでは、例年、年間の開催回数を 37 回としていました。

しかし、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により 37 回の開催回数確保できなくなってしまったため、2020 年度上井草サッカースクールの開催回数については、**7月1日(水)**より再開とした場合、以下の考え方にに基づき、月・水・金曜日ともに活動回数を **27回**とさせていただきます。

【開催回数 27 回の考え方】

1、算出根拠

当初予定していた年間の回数「37 回」から、休校により実施できなかった 4・5・6 月の開催回数「計 10 回」を差し引きます。

【回数内訳（月・水・金クラス共に同回数）】

※入会手続き時にお渡ししている年間スケジュールを参照ください。

4 月・・・3 回

5 月・・・3 回

6 月・・・4 回

合計：10 回

2、補講（追加補講）の開催

- ①目標回数「27 回」を下回らない運営を行うため、スクール予定日に加え可能な限り補講を開催致します。
- ②補講および追加補講は決定次第、メールおよび H.P にてご案内いたします。
- ③補講および追加補講は原則として、追加で会場確保が出来た月に開催します。
- ④補講および追加補講は所属曜日以外にも「土日開催」や「会場・時間の変更」になる場合がございます。
- ⑤補講および追加補講は、所属する曜日以外の開催曜日に参加することはできません。
例：〇月〇日（土）に「月曜日クラス対象」の補講（追加補講）を開催した場合。
→月曜日クラスにご在籍の方のみ参加が出来ます。

【補講の開催を検討するケース】

→月の中で予定していた回数が消化できなかった場合

例：月曜日クラスが休校（7月マイナス1回）の場合

				月	水	金
7月				2回/27回	3回/27回	3回/27回
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
7月20日(月)に月曜日クラスが休校になった。(−1回)						
↓						
				月	水	金
9月				6回/27回	7回/27回	7回/27回
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
9月26日(土)に月曜日クラスの補講を開催。						

※補講参加対象者は補講開催月に在籍していた生徒さまのみ対象です。

※例の場合、7月20日（月）休校分の会費返金は行いません。（年度内で回数調整のため。）

【追加補講の開催を検討するケース】

→月の中で予定していた回数に加えて開催する場合

例：7月に休校したクラスはなかったが、8月に会場が確保できた場合

				月	水	金
7月				3回/27回	3回/27回	3回/27回
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

月・水・金すべてのクラスで当月開催予定の回数を消化できた。



				月	水	金
8月				5回/27回	5回/27回	5回/27回
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

年間の予定にはなかったが、8月に開場が確保できたため追加補講を開催。(全曜日+2回)

※補講参加対象者は補講開催月に在籍していた生徒さまのみ対象です。

※追加補講に伴う会費の追加請求はございません。

3、2020年度月会費の納入について（2020年6月時点）

- ①2020年度3月終了時、開催回数27回を下回った場合。
→不足回数に応じて、1回毎の教室参加費用を**2021年度4月以降**に返金します。
- ②教室再開後、再度、活動自粛となった場合。
→お支払い済の会費は年度内の再開月へ充当します。
→2020年度3月までに再開できない場合、お支払い済の会費は**2021年度4月以降**に返金します。
- ③教室再開後、1回も開催できない月があった場合。その月は『スクール休講扱い』とします。
→その月の会費はいただきません。翌月以降、開催した月へ充当いたします。
充当できる月がない場合は、会費を返金致します。
→充当の際は、後日、『教室カード』をご持参いただき、上井草スポーツセンター総合受付へお越しください。

※1回も開催できない月があった場合、会費を返金する代わりにその月分の補講は行いません。クラス毎の年間開催回数に差が生じますが、予めご了承ください。

※原則として、自己都合による途中退会は上記①～③のルールには該当しません。

3、新型コロナウイルス感染症の影響による休会について

上井草サッカースクールが定める休会のルールに加え、新型コロナウイルス感染症に伴う休会を希望する場合は、原則として年度内に1回まで、休会月を含め2か月の休会をすることができます。

※通常の休会ルールは、入会手続き時にお渡ししている「**2020年度上井草サッカースクール入会者のみなさまへ**」をご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症による休会が認められるケース】

- ①新型コロナウイルス感染症に感染していないが、感染の恐れを鑑みて休会を希望する場合
- ②以下の三つの項目に該当する場合
 - ・自主隔離を行っている
 - ・PCR検査を予定している、またはPCR検査の結果で陽性が判明した
 - ・濃厚接触者指定を受けた
- ③その他、上井草サッカースクール事務局が休会を認めた場合

【休会の手順】

- ①上井草サッカースクール事務局(03-3390-5707)までお電話にてご連絡ください。
- ②在籍クラス、氏名（生徒・保護者）、連絡先をお伝えください。
- ③休会期間、会費納入状況を確認させていただきます。
※上記①～③を『休会届』に事務局スタッフが代筆記入し、手続き完了となります。

以上